

障がい児部会 報告書

会議名	第2回 障がい児部会		
開催日時	令和4年1月26日（水）10時～12時		
開催方法	オンラインを併用した対面開催（板橋区役所北館9階 大会議室A）		
出席者数	13名（内オンライン3名）	傍聴者数	2名

報告事項（6件）

議題名	第1回障がい児部会（書面開催）において寄せられた「障がい当事者部会の部会員へ聞きたい内容」に対する、当事者部会からの意見について
概要	【小児期の療育等について、あったら良いという支援や、改善してほしい支援について】 ・窓口で相談者に寄り添った支援があるだけで、子育てが少し楽になる。 【保護者や支援者の支援として、あったら良いという支援や、既にあり、今後も継続してほしい支援】 ・中学部の方で、子どもを常時支援していた方が亡くなり、家族が非常に困惑したケースがあった。特別支援学校に通う重度の子どもを持つ母親は、非常に勉強しているが、その方たちも含め福祉サービスが適切に使われるよう、分かりやすく伝えてほしい。
主な意見	・高校から本格的に特別支援学校に移ったお子さんについて、今までは福祉サービスを使っておらず、そもそも福祉サービス自体を親が知らないこともある。小中学校のうちから、サービスを分かりやすく伝え、関心を持ってもらう形が取れたら良い。
今後の方向性	当部会において当事者部会に聞きたい内容をとりまとめ、障がい当事者部会より意見を聴取する。

議題名	地域生活支援拠点等の整備について
概要	地域生活支援拠点において、居住支援のために必要な5つの機能について、令和2年度自立支援協議会で示された検討の方向性と、令和3年度の取組について説明した。
主な意見・回答	・障がい児が幼少期の頃から、地域生活支援拠点が本人にとってどのように機能するかを考えた際、基幹相談総合センター（障がい者福祉センター）における相談機能について、障がい児の部分が弱いと感じる。また、緊急時の24時間365日の受け入れについては、障がい児についても重要と感じている。 →障がい児のセルフプランにも関係する重要な視点である。拠点整備は、障がい児の部分も外せないと感じている。児童相談所が開設することもあり、今後、連携体制を構築できるような仕組みを作っていきたいと思う。 ・支援学校に入ってくる子どもの入学相談で色々な相談を受けているが、生活が大きく変わる際のサポート体制が弱いと感じる。家庭事情によって様々なサポートが必要だが、総合的なバックアップがないため、セルフプランになることもある。そのため、計画相談につながりやすくなる仕組みづくりが重要と考える。 →障がい児に関する相談体制が課題であることも相談支援部会でも聞いている。次につながる施策の参考としていきたい。
今後の方向性	地域生活支援拠点等の整備について、適宜、進捗状況を当部会に報告し、引き続き障がい児に関する課題について、当部会で協議する。

議題名	板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議について
概要	令和3年8月31日～9月14日に第1回板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議（書面会議）を実施。議題は以下のとおり。 ① 重症心身障がい・医療的ケア児（者）数把握調査結果について ② 医療的ケア児等コーディネーターの配置について ③ こんぱす ～医療的ケアを必要とする方へ向けて～
主な意見	特になし ※板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議の意見要旨等についてはホームページに掲載。
今後の方向性	引き続き、当会議の進捗状況を当部会に報告する。

議題名	サポートファイルについて
概要	【進捗状況】 ・運用に向けて、親の会など関係団体のヒアリングを開始。団体からは、ファイルの作りが発達障がいに偏っていることや医療的ケアの記載追加などの意見が出された。今後取りまとめて当部会に報告する。
主な意見・回答	・サポートファイルを渡すタイミングやどのような方に渡していくのか難しい問題もあり、運用していく際には、注意が必要である。 →実際に運用された後も、関係者からの意見を踏まえ、フィードバックしていけるようなファイルを目指していく。
今後の方向性	引き続き、関係団体の意見も含め検討を行い、令和4年度中の運用を目指していく。

議題名	児童相談所設置市事務（障がい児関係事務）の移管について
概要	【令和4年7月より東京都から移管される児童相談所設置市事務】 ①障がい児通所支援事業（※）、障がい児入所支援事業の指定・更新 ②障がい児通所支援事業、障がい児入所支援事業の変更の届出 ③不利益処分（指定の取消、効力停止、勧告、命令 等） ④処遇改善（特別）加算等 ⑤障がい児通所支援事業、障がい児入所支援事業の指導検査 ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問
主な意見	特になし
今後の方向性	進捗状況を必要に応じて当部会に報告する。

議題名	（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター設置に向けた検討状況について
概要	平成28年6月に児童福祉法が改正され、特別区においても児童総相談所の設置が可能となったため、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を持つ、（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの基本構想及び基本計画を作成した。令和3年12月に竣工され、令和4年4月1日より施設が開設した。
主な意見	特になし
今後の方向性	令和4年年7月には、児童相談所機能を含めた児童相談所設置市に移行する。

協議事項（1件）

議題名	今後の障がい児部会において協議、共有したい内容について
概要	来年度の障がい児部会に向けて、協議や共有したい内容について各委員から意見を募った。
主な意見・回答	・障がい児の発達支援事業所だけでなく、保育園、あいキッズなどにおける障がい児についての課題や気がある児童をどのように見守っているのかを教えてほしい。 →保育園では、公立保育園の2園で医療的ケア児の受入が始まった。受入は1件。病院通院が定期的にあるため、常時登園していない。 - あいキッズでは、区内51カ所に対して、137名の要支援児が利用しており、その中で、要支援児巡回指導を行っている。
協議結果	板橋区における障がい児施策の現状や課題について、関連部署からの聞き取り等により整理してまとめていく。